公募型プロポーザルの公告

教育旅行用ワークブック等制作業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公示する。

令和４年９月１６日

公益社団法人 奈良市観光協会
会長　乾　昌弘

１．委託業務の概要

（１）業務名

教育旅行用ワークブック等制作業務委託

（２）業務の目的

今後の教育旅行を見据え、より多くの教育旅行生の受入れを進めるため、新学習指導要領に対応した学習ツール（ワークブック、事前学習動画など）を作成し、教育旅行誘致事業に活用するとともに、奈良市固有の伝統や文化、SDGｓなどをテーマにしながら奈良市での教育旅行の価値を高めることを目的とする。また、奈良市内での昼食場所の確保等に課題を抱えるため、ミールクーポンを作成し、市内での消費額の増額、滞在時間の延長を図ることを目的とする。

（３）委託内容

別紙仕様書のとおり。

（４）委託期間

契約締結日から令和５年３月１７日（金）まで

（５）委託料上限金額

４，７００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

２．受注者の選定方法

受注者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、審査委員会により、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、業務委託の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と公益社団法人 奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）が、提出書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったのち、業務委託契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は次点者に選定された者が、改めて観光協会と交渉を行うこととなる。また、観光協会は候補者に対し、改めて見積書の提出を求めるものとする。

３．参加資格要件

応募者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

（２）奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者においては、入札参加停止の期間中でない者であること。

（３）国税及び地方税を滞納していない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」という。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（５）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（６）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。

（７）次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。

（ア）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（イ）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

（ウ）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していないこと。

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（８）銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
（９）過去５年間（平成 29 年度から令和３年度までに完了した業務)において、官公庁や観光協会等の本案件と同種または類似内容の受託実績が１件以上あること。
（１０）第一種旅行業登録がなされている者であること。
（１１）本業務を行うにあたり、奈良の観光情報の取材及び学習ツール等の作成業務遂行に対し十分な体制を整えていること。

４．質疑と回答

質疑は、別紙【様式４】により電子メール（kouhou@narashikanko.or.jp）で受け付け、質疑の回答は、観光協会ホームページにて行うものとする。

質疑受付期限：令和４年９月２２日（木）正午まで（必着）
回　答　日：令和４年９月２６日（月）

５．企画提案書等の提出

（１）提出内容

以下の、「参加申込書等」と「企画提案書等」を提出すること。

・参加申込書等（次表「（２）提出書類」①～③）
正本１部
・企画提案書等（次表「（２）提出書類」④～⑧）
正本１部及び副本６部（計７部)。なお、正本には表面に透けないよう裏面に会社名を記載し、副本には会社名、社員名を記載しないこと。

（２）提出書類

番号	提出書類の名称	規格及び記載内容
①	参加申込書	【様式１】
②	事業者概要書	【様式２】 ※下記の書類を添付すること。 (ア)法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後３か月以内のもの。複写物でも可。） (イ)印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの。） (ウ)納税証明書（発行後３か月以内のもの。） ⅰ奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。） 直近２年分の法人市民税及び固定資産税の納税証明書（奈良市市民税課で証明。複写物でも可。） ⅱ奈良市外の事業者 納税証明書（その３の３）（税務署で証明。複写物でも可。）
③	業務実績調書	【様式３】

		過去５年間（平成 29 年度から令和３年度までに完了した業務)に受託した同種又は類似業務の実績を記述すること。また、それぞれの業務にかかる受注形態、内容等が判断できる資料（契約書等）の写しを添付すること。
④	企画案	【Ａ４、８枚まで（任意様式)】 ※仕様書内の内容を参考に、「教育旅行用ワークブック」「事前学習動画」「ミールクーポン」における企画案を作成すること。なお、下記の項目に留意して、意図・狙いとともに記載すること。 (ア)全体計画書 ⅰ概要 ⅱコンセプト・方針・進め方 ⅲ全体のスケジュールなど (イ)ワークブックの構成 ⅰコンセプト・方針・進め方 ⅱワークブックの特徴など (ウ)事前学習動画の構成 ⅰコンセプト・方針・進め方 ⅱ事前学習動画の特徴など (エ)ミールクーポン参画店舗の募集方法 (オ)広報手段提案 造成したワークブック等を広報していく上での効果的な広報手段の提案
⑤	ワークブック構成案	【A3 見開き、２枚まで（任意様式)】 ※仕様書１３（３）①「新たな教育旅行用ワークブックの制作」の内容について具体的な構成案を作成すること。 提案内容には掲載ページのデザインを含め、企画やデザインの意図・狙いを記述すること。
⑥	人員体制図	【Ａ４、１枚まで（任意様式)】 ※自社及び外部発注分を含む相関図（各業務に従事する人員体制も含む)。
⑦	見積書	【Ａ４縦、１枚まで】 ※税込み金額で、以下の業務内容ごとに詳細を記載すること。 (ア)教育旅行用ワークブックの制作 (イ)事前学習動画の制作

		(ウ)奈良市内で使用できるミールクーポンの参画店舗募集、クーポンデザイン制作並びに試験導入 (エ)制作したワークブック等の周知 (オ)（ア）～（ウ）のデータの著作権使用料
⑧	その他観光協会が指示するもの	

（３）提出方法

持参または郵送

（４）受付期間

(ア)参加申込書等（①参加申込書、②事業者概要書）

令和４年９月２９日（木）正午まで（必着）

(イ)企画提案書等（③企画案～⑧その他観光協会が指示するもの）

令和４年１０月７日（金）正午まで（必着）

６．提出先

〒６３０－８１２２　奈良市三条本町８－１（シルキア奈良２階）

公益社団法人 奈良市観光協会　川口　宛

７．注意事項

（１）提案は１社１提案までとする。

（２）提出書類を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、選定審査委員会会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は認める。

（３）提出された提出書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。

①虚偽の内容が記載されているもの

②提出書類の内容や提出方法等が本公告の規定に適合しないもの

（４）提出書類は著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。

（５）納品物の著作権は受注者に帰属し、出版権は発注者に帰属する。

ただし、納品物のうち「教育旅行用ワークブック」「事前学習動画」「ミールクーポン」は、納品後に仕様書１５に示す内容で発注者が加工及び二次利用を行うことがある。この場合、発注者は受注者に事前に連絡し、受注者は無償で加工及び二次利用を承諾するものとする。

（６）提案書類の作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とする。

（７）提案の際に提出した書類は、返却しないものとする。

（８）期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付不可とする。

（９）審査のため、追加で書類の提出を求める場合がある。

（１０）提出後において、参加資格が喪失する事由が生じた場合及び応募者の都合により参加の申込みを取り消す場合は、直ちにその旨を書面で届け出ること。

（１１）提案書類等に虚偽があった場合や応募者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とする。

８．応募スケジュール

（１）公告及び企画提案書・質問受付開始	令和４年９月１６日（金）
（２）質問受付終了	令和４年９月２２日（木）（正午まで）
（３）質問回答	令和４年９月２６日（月）
（４）参加申込書等受付終了	令和４年９月２９日（木）（正午まで）
（５）企画提案書等受付終了	令和４年１０月７日（金）（正午まで）
（６）選定審査委員会開催	令和４年１０月１４日（金）予定

９．選定審査委員会について

（１）日程

令和４年１０月１４日（金）予定

（２）場所

奈良市観光センター〈NARANICLE（ナラニクル）内〉多目的スペース　予定

（３）留意事項

① プレゼンテーション審査とし、プレゼンテーションは実施体制の責任者が行うこと。

② １団体あたり３０分までとする。応募者によるプレゼンテーションを１５分以内、質疑応答を１５分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の３０分に含む。

③ プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。

④ プレゼンテーションの方法は応募者の任意とする。

⑤ プレゼンテーションにあたりプロジェクター等機材を使用する場合は、事前に観光協会に申し出ること。なお、会場に電源、プロジェクター、スクリーンはあるが、パソコン等は応募者が用意すること。

⑥ 日程については、決定次第、応募者に通知する。

（４）その他

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーション審査の方法を変更する場合があり、その際は改めて応募者に連絡する。

１０．選定方法及び審査結果

（１）選定方法

選定審査委員会において、評価基準に基づき採点を行い、その単純合計点数が高い者を候補者とする。

（２）審査結果の通知

審査結果については、令和４年１０月中旬頃に各応募者に対して文書にて通知する。

１１．お問合せ先

公益社団法人 奈良市観光協会（平日９：００～１７：４５）

〒６３０－８１２２　　奈良市三条本町８－１　シルキア奈良２階

担当：川口

電話：０７４２－３０－０２３０　　ＦＡＸ：０７４２－３０－０２３１

電子メール：kouhou@narashikanko.or.jp